

主な内容

- 2面 税制改正大綱 主な改正点
- 3面 「当面の問題」シリーズ123
- 5面 「合同セミナー」のご案内
- 6面 特別寄稿・規約改正の趣旨と概要(板橋税政連)

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
 東京税理士協同組合会館3F
 電話 03(3356)4479
 URL http://www.t-zeisei.jp/
 編集発行人 小林英理子
 広報委員長

春めくころ

撮影・小林英理子会員(品川)



年頭所感



東京税理士政治連盟
 会長 渡邊 文雄

新年明けましておめでとうございます。旧年中は税政連活動に対し格別のご協力を賜わり感謝申し上げます。

昨年10月に行われた総選挙における本連盟推薦候補33名の選挙結果は、比例区での当選者を含めて31名が当選を果たしました。これは、単位税政連と税理士後援会との緊密な連携のもとに税政連の活動に理解のある議員等の政治活動を支援することにより、実現できたものと考えています。

今後も関係国会議員の先生方と連絡を密にして、本連盟を通じて東京税理士会の要望実現に向けて頑張っております。

昨年末、平成30年度税制改正の大綱が閣議決定されました。

中小企業税制の事業承継税制については、スムーズに事業承継ができる内容と利用しやすい仕組みにして欲しいという要望を長年行ってきました。そうした結果、本連盟が要望した「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件を緩和する」という内容が、全面的に受け入れられた仕組みが大綱に盛り込まれました。

これは、本連盟と、中小企業関係団体とが情報交換・連携を行うとともに、日本税理士会連合会の強い働きかけがあったものと思っています。本連盟の重要項目の一つである「中小法人ご協力を賜りますようお願い申し上げます。」

対して繰越欠損金控除制限及び外形

「事業承継税制」で要望実現へ!!

標準課税の適用をしないことへの要望については、要望どおりの制度は導入されませんでした。このように我々の活動は確実に実を結んでおります。また、我々が強く要望した「消費税の複数税率制度と適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入に反対することについては、これからも改正を要望し続けることにより、我々の要望に近づくと考えております。

平成30年度の税制改正に関する要望については、東京税理士会および本連盟が一体となって、通常国会での審議に向けて、引き続き働きかけを行ってまいります。

最後に、今年大きな目標は組織、財政の基盤の確立に向けた対応を実行に移すことです。本連盟が、税理士のための税理士制度および国民のための税制改正等の活動を行うためには、単位税政連と連携した組織、財政の基盤の確立が必要となります。

このため、昨年9月に、規約改正推進特別委員会を発足させました。同委員会では、税理士会員の税政連への理解を深めてもらうためにも本連盟の規約および単位税政連規約のひな形の改正を目指します。

税理士制度および中小企業等を守るためには税政連が必要であるということこそを税理士会会員一人一人が、全面的に受け入れられた仕組みが大綱に盛り込まれました。このように、本連盟としてはさらなる充実した活動を目指して行きたいと思っています。

今年も本連盟および単位税政連の事

あけましておめでとうございます

推薦審査副会長 菊池純	推薦審査副会長 秋元弘光	総務副会長 石原明子	総務副会長 芥川靖彦	副幹事長 遠藤潔	副幹事長 一之瀬涉	後援会对策委員長 田尻吉正	広報委員長 小林英理子	国对委員長 坂田覚	組織委員長 竹田剛志	財務委員長 鈴木祥元	政策委員長 菅原誠	幹事長 吉川裕一	推薦審査会長 八木澤秀夫	総務会長 脇坂雄一	副会長 長宮本雄司	副会長 長柴崎一男	副会長 長野間口嘉平	副会長 長中川常彦	副会長 長嶋岡恒篤	副会長 長高橋省二	会長 長渡邊文雄
----------------	-----------------	---------------	---------------	-------------	--------------	------------------	----------------	--------------	---------------	---------------	--------------	-------------	-----------------	--------------	--------------	--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	-------------

事業承継税制 大幅緩和 要望実現へ前進

税制大綱

12月22日、閣議決定された「平成30年度税制改正の大綱」に、「中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充」が盛り込まれた。

この大綱の内容は、本連盟が要望してきた非市場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件を緩和すること」を大きく上回るものとなり、要望実現に向けて前進した。

本連盟は、東京選出の国会議員への国会陳情を始め、関係官庁との勉強会、自由民主党および公明党との朝食懇談会、税制改正要望フォーラム2017、さらには中小企業関係団体との

論説

「2019年10月に引き上げが予定される消費税の使い道を、見直し、子育て世代、子どもたちへ大胆に投資していく。消費

税による財源を子育て世代への投資と社会保障の安定化とにバランスよく充てることで、財政健全化も確実に実現してまいります。これは、安倍首相が昨年11月17日、衆参両院の本会議で行った所信表明演説の一部である。

2012年に自民、公明、旧民主3党が消費税10%までの増税と社会保障の一体改革で合意した。しかし先の衆議院選挙で、自公両党は201

ための働きかけを行っていた。なお、本連盟の政策委員会は、12月22日に閣議決定された税制改正大綱のポイントを単位税政連に速報形式で配信するとともに、単位税政連の会員への周知を依頼した。

平成30年度税制改正大綱 主な内容

- 個人所得課税の見直し
 - 給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げる。
 - 給与収入が850万円を超える場合は、給与所得控除額を195万円に引き下
- 基礎控除の見直し
 - 所得金額2400万円超から減額し、2500万円超で消失する仕組みとする。
 - 青色申告特別控除
 - 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に

9年10月に税率を10%に上げる際に増収分の使途を変更し、財政赤字の抑制分を減らすという公約を打ち出した。野党はそうして増税の凍結・中止を唱えた。「大義なき解散」という批判があったが、結果的には自民党の圧勝

税制改正要望の本質

ボイス方式の導入に反対するを掲げている。複税率制度導入の反対理由として、①導入に伴い減少する税収分の代替財源の確保が困難②適用対象品目の限定が困難③高所得者層の方が負担軽減効果が大④事業者の事務負担増加などである。

また、インボイス方式導入の反対理由として、①免税事業者の排除②仕入税額控除の可否を判断することによる事務負担増加などである。代替案として、低所得者対策は単一税率による給付制度を奨励し、税額計算にあたっては、現行の請求書等保存方式による対応を提示している。

係の青色申告特別控除の控除額を現行の65万円から、55万円に引き下げる。右記にかかわらず、右記の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次の要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除額は65万円とする。

33年分以後の個人住民税に適用する。(2)事業承継税制の拡充 ○相続税・贈与税の納税猶予 施行日後5年以内に、承継計画を作成して贈与・相続・遺贈(贈与等)による事業承継を行った場合に、その非市場株式に係る課税価格に対応する贈与・相続税の全額について、納税猶予の対象とする。(これまでに株式数に係る3分の2制限の撤廃・納税猶予割合の80%→100%への引き上げ)

たさない場合でも、その理由を記載した書類を都道府県に提出することにより納税猶予は継続される。この改正は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税・相続税について適用する。(3)法人課税 ○所得拡大促進税制の改組(減税) 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に給与等を支給する場合、一定の要件を満たすときはその給与支給増加額の15%の税額を控除する。(さらに一定の要件を満たす場合は20%、中小企業等の場合は25%) (4) 相続手続きの電子化の推進

先総選挙は、自公の勝利となった。好き嫌いではなく、仕事ができる人でないという事である。このような結果になったのではないかと、確かに日本人は雲間イカ・イメージに弱いところがあると思うが、今後の選挙でも常識・品位・仕事能力・経験という様なものが重みを増してくるだろう。今の日本の経済、国際問題の解決については誰がやっても大変難しいのは国民はよくわかっているのではないだろうか▼それと同じように今の税政連も問題が山積しており、誰がやっても難しいのは税理士なら皆わかっていると思う。その中で会費の問題について考えたい。会費を払う人が39%しかない。理由を考えると、進んで払わないのではなく消極的に払わない向きの多いのではないだろうか。つまりまあいいから、別に払わなくても」という事。そこで提案だが、税理士会費と一緒に請求してはどうか。そして、何らかの理由のある方は税政連会費は振り込まないという選択肢を付けたい。そうすれば振込に当たり、払うか払わないか積極的の意思を表明することが必要になり、消極的の払いをなすことができないと思う。それで60%の人が振込まないと選択するのなら、税政連の活動を根本から考え直すきっかけになると思う。



事務所と関与先を守る安心の補償「税理士職業賠償責任保険」

こんな時に税賠保険

2018年1月号 【所得税】

保険金支払い事例 事故事例 2016年度版/事例8より抜粋

2つの新築賃貸物件について、最初の物件を資産管理システムに登録したことで、2棟目を既に登録した物件だと勘違いし、減価償却費を計上しなかった。その結果、更正にて回復できなかった課税期間に係る過大納付税額につき損害賠償請求を受けた。

税賠保険へのご加入をおすすめします

SJNK17-00421 (2017年4月11日)

この案内は概要を説明したものです。保険の内容はパンフレット・ホームページをご覧ください。引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

引受保険会社

東日本幹事 損保ジャパン日本興亜株式会社 電話 03-3349-5402

西日本幹事 東京海上日動火災保険株式会社 電話 03-3515-4153

取扱代理店

株式会社日税連保険サービス

ホームページ | ざいばいほけん | 検索

東京都品川区大崎1-11-8-5階 電話 0120-320-912

超過課税(税率)見直し検討を 「東京都」全国に先駆けとなる施策を

「当面の問題」シリーズ 123

△東京都に提案▽

政府はデフレ脱却、経済再生を最重要課題として取り組んで来た。税制において企業の「攻めの投資」を後押しするため、その一環として法人税率を下げるという思い切った改正を進めてきた。その効果により企業においては、内部留保金額が増え従来では行えなかった設備投資、試験研究として従業員の賃上げが徐々に行えるようになってきた。それとは対照的に、地方自治体では地方行政を可能にするためしっかりと財源の確保をしなければならぬ。そのため地方自治体は税率を上げ下げでき

△超過税率の概要▽

地方税には、地方自治体(県・市)の条例による標準税率に定められている標準税率より高い税率で税金を課することができ、これを「超過税率」といい、その際に行われる税率を「超過税率」という。法人税においては、地方税の様な超過税率はないが、特定同族会社の留保金課税や使途秘匿金を支出した場合の特別税率がある。

り、また中小企業向け特例として「軽減税率」がある。税率の種類、意義と参考

条文▽

①一定税率 地方自治体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率で、地方消費税、利子割、配当割、県市たばこ税などがあり、これは、経済活動への配慮、国・地方を通じた税負担の適正化、課税技術上の問題その他、納税者の負担が過重となることを抑制すべきという社会的な要請等も考えられる。

②標準税率 「制限税率あり」(法人税割、事業税、法人均等割など)と「制限税率なし」(個人均等割、個人所得割、固定資産税など)があり、地方自治体が

課税する場合に通常よりべき税率(標準税率)が定められた上で制限税率「あり」(「なし」に区分されている。これは団体間で、税負担の不均衡を抑制し、国・地方を通じた税負担の適正化、併せて他団体の収入に多大な影響を与えることを抑制、特定地域の経済活動への過度の負担を与えることを抑制する。

(法人税割の税率) 第314条の4 法人税割の標準税率は、百分の九・七として定める。ただし、標準税率を超えて課する場合において、百分の十二・一を超えないことができる。

(不動産取得税の税率) 第73条の15 不動産取得税の標準税率は、百分の四と

③任意税率 「制限税率あり」(都市計画税と「制限税率なし」(水田地産税、宅地開発税)があり、地方自治体が税率を定めるに当たってそれを超えることができない税率と、税率を定めず地方自治体に税率設定を委ねている税とがある。

(図1)超過課税の規模(平成27年度決算)

○道府県税		
道庁民税	個人均等割(35団体)	219.9億円
	所得割(1団体)	25.6億円
	法人均等割(35団体)	101.2億円
	法人税割(46団体)	1,094.8億円
	法人事業税(8団体)	1,424.9億円
道府県税計		2,866.4億円

○市町村税

市町村民税	個人均等割(2団体)	16.5億円
	所得割(2団体)	0.7億円
	法人均等割(388団体)	156.2億円
	法人税割(997団体)	2,701.3億円
	固定資産税(153団体)	333.8億円
	軽自動車税(17団体)	5.9億円
	釧産税(27団体)	11百万円
	入湯税(3団体)	23百万円
市町村税計		3,214.7億円

超過課税合計	6,081.1億円
--------	-----------

出典 http://www.soumu.go.jp/main_content/000493588.pdf
※地方法人二税の占める割合: 90.1%

(図2)平成28年度「東京都年次財務報告書」の概要

<決算収支> (単位: 億円、%)				
区分	28年度	27年度	増減額	増減率
歳入総額(A)	71,225	71,863	△638	△0.9
歳出総額(B)	67,439	69,347	△1,909	△2.8
形式収支(C=A-B)	3,786	2,515	1,271	-
繰り越すべき財源(D)	2,494	2,510	△15	-
実質収支(C-D)	1,292	6	1,286	-
経常収支比率	79.6	81.5	-	-
公債費負担比率	7.3	8.2	-	-
都債現在高	46,547	48,998	△2,451	△5.0

<歳入> (単位: 億円、%)				
区分	28年度	27年度	増減額	増減率
都税	53,180	51,624	1,555	3.0
▽うち法人二税	18,926	17,635	1,291	7.3
地方譲与税	2,355	2,720	△364	△13.4
国庫支出金	3,491	3,758	△267	△7.1
都債	1,526	1,562	△36	△2.3
その他	10,673	12,199	△1,526	△12.5
歳入合計	71,225	71,863	△638	△0.9

<歳出> (単位: 億円、%)				
区分	28年度	27年度	増減額	増減率
一般歳出	45,920	44,590	1,330	3.0
▽人件費	14,948	14,755	193	1.3
▽投資的経費	8,746	7,703	1,043	13.5
▽補助費等	13,554	13,419	135	1.0
▽その他	8,671	8,713	△42	△0.5
公債費	4,760	5,313	△553	△10.4
税運動経費等	16,759	19,444	△2,686	△13.8
歳出合計	67,439	69,347	△1,909	△2.8

※引用資料: 「平成28年度『東京都年次財務報告書』の概要」(平成29年9月15日財務局)から関係部分を抜粋

な状況にある地方自治体については、やむを得ず超過課税や任意税率を住民にお願いし、採用している団体もありそれぞれの財政状況によることは容易に理解できる。しかし日本のリーダーとして「東京」に考えるのであれば、まず東京都の進む方向性として歳出の徹底、必要な事業を絞り込み最低必要財源を算定する。その上で国が押し進めている経済活性化に同調し、各超過課税税目の見直しを行い、インベーションによる企業収益の拡大、雇用の増加や賃金上昇につなげ、それが消費や投資のさらなる増加に結び付くという経済の「好循環」による財政の増加安定化に繋げる施策を共に進めたい。すなわち地方法人二税を「超過税率」から「標準税率」に戻すことを提案したい。地方行政を執行する側として、超過税率を用いて財政の安定化に胡坐をかくのではなく、住民が納得いく政策を行い財政の安定化を考えて頂きたい。「風が吹けば桶屋が儲かる」のこともあろうに、「標準税率」にして消費の活性化を図り都の税収を自然増に繋げて行くのである。日本の模範都市東京として、全国に先駆け超過税率を見直す検討をいち早く実行に移し、地方自治体に広く示すことが、地方財源の拡充を図る近道となり又ナンバー1都市「東京」の責務と考える。

(政策副委員長・原稔)

り(都市計画税と「制限税率なし」(水田地産税、宅地開発税)があり、地方自治体が税率を定めるに当たってそれを超えることができない税率と、税率を定めず地方自治体に税率設定を委ねている税とがある。

(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えないことができる。

(宅地開発税) 第703条の3 宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の条例で定める。

△超過課税の規模、東京都財務報告書と全国知事会意見▽

全国における超過課税の規模は(図1)の通りで、地方法人二税の占める割合は90.1%となっている。また東京都の平成27年度の決算収支等、歳入、歳出は(図2)の通りで、実質収支は1,292億円の黒字で

る。財政が破綻し危機的

な状況にある地方自治体

については、やむを得ず

超過課税や任意税率を住民

にお願いし、採用している

団体もありそれぞれの財政

状況によることは容易に理

解できる。しかし日本のリ

ーとして「東京」に考える

り(都市計画税と「制限税率なし」(水田地産税、宅地開発税)があり、地方自治体が税率を定めるに当たってそれを超えることができない税率と、税率を定めず地方自治体に税率設定を委ねている税とがある。

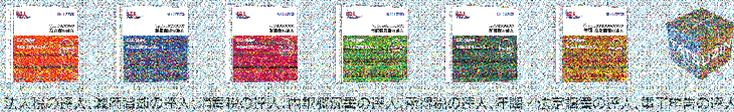
(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えないことができる。

(宅地開発税) 第703条の3 宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の条例で定める。

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も達人シリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット
月額
12,800円(税抜)



(ソフト保存料・電話サポート込み)
※別途料金あり。出張等の追加料金は別途です。

事業承継税制など要望

自民党、公明党と朝食懇談会開催

2面から続く

● 相続開始前3年以内
に、その者の3親等内の親族又はその者と特殊関係にある法人が所有する国内の家庭に居住していることがあり、相統開始時に、

● 相統開始前3年以内
に、その者の3親等内の親族又はその者と特殊関係にある法人が所有する国内の家庭に居住していることがあり、相統開始時に、

◆ 自民党との朝食懇談会
本連盟は10月24日、自由民主党会館で「平成30年度税制改正に関する要望」をテーマとして、「自由民主党との朝食懇談会」を開催した。

◆ 公明党との朝食懇談会
本連盟は11月20日、公明党会館で「平成30年度税制改正に関する要望」をテーマとして、「公明党との朝食懇談会」を開催した。

3日間、活発に意見交換

役員改選後初めて、単位税政連新会長および東京税理士会新支部長を交えて、「ブロック別単位税政連後援会会議」を3日間(11月20日、21日、22日)にわたり衆議院第一議員会館で開催した。

同日は、東京都内の衆議院小選挙区を区別して、



①ブロック会議の様子(左)は、議員増強を表彰される税政連の役員会

居住の用に供していた家を過去に所有していたことがある者
○ 貸付事業用宅地等の範囲から以下の宅地等を除外する。

● 相統開始前3年以内
に、その者の3親等内の親族又はその者と特殊関係にある法人が所有する国内の家庭に居住していることがあり、相統開始時に、



自民党との朝食懇談会



公明党との朝食懇談会

この改正は、平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相統税について適用する。(貸付事業用宅地等については、同日前からの貸付事業の用に供される宅地等については適用しない)

◆ 公明党との朝食懇談会
本連盟は11月20日、公明党会館で「平成30年度税制改正に関する要望」をテーマとして、「公明党との朝食懇談会」を開催した。

用して、単位税政連を3つにグループ分けしているものである。

◆ 議員増強の表彰
同会議では、前事業年度と比較し議員増加を達成した24税政連に対して、渡邊会長から、議員増加に対する功労を称え感謝の意を表し、表彰して助成金を手渡した。

予ではなく納税免除」という考え方があられるのではとの発言。②消費税の複数税率制度に関する質問があった。

◆ 自民党および公明党との朝食懇談会
本連盟は11月20日、公明党会館で「平成30年度税制改正に関する要望」をテーマとして、「公明党との朝食懇談会」を開催した。

10月に行われた総選挙後、11月10日に開催された自由民主党東京都支部連合会の「平成30年度 国家予算・税制改正等要望聴取会」において、関係役員が出席し、要望書「平成30年度税制改正に関する要望」に基づき、直接要望した11写真。

◆ 議員増強の表彰
同会議では、前事業年度と比較し議員増加を達成した24税政連に対して、渡邊会長から、議員増加に対する功労を称え感謝の意を表し、表彰して助成金を手渡した。

本年もよろしくお願いたします

麴町税理士政治連盟	会長 太田 伸弥
神田税理士政治連盟	会長 山口 光夫
日本橋税理士政治連盟	会長 福本 光男
芝橋税理士政治連盟	会長 石井 郷
芝税理士政治連盟	会長 井上 健一
四谷税理士政治連盟	会長 水上 啓
麻布税理士政治連盟	会長 水戸部賢治
小石川税理士政治連盟	会長 関屋 一馬
本郷税理士政治連盟	会長 矢田 勝久
上野税理士政治連盟	会長 小林 祐一
浅草税理士政治連盟	会長 大重 拓朗
品川税理士政治連盟	会長 新井 正純
荏原税理士政治連盟	会長 豊島 文雄
大森税理士政治連盟	会長 根本 義男
雲台税理士政治連盟	会長 深牧 義男
蒲田税理士政治連盟	会長 岡 実
世田谷税理士政治連盟	会長 富田 稔
北沢税理士政治連盟	会長 廣井 誠
玉川税理士政治連盟	会長 横山 繁正
目黒税理士政治連盟	会長 上手 悟
渋谷税理士政治連盟	会長 伊澤 清
新宿税理士政治連盟	会長 落合久美子
中野税理士政治連盟	会長 三浦 祥孝
杉並税理士政治連盟	会長 平野 弘道
荻窪税理士政治連盟	会長 久保木浩志
板橋税理士政治連盟	会長 坂田 稔
練馬西税理士政治連盟	会長 清水 順三
練馬東税理士政治連盟	会長 佐藤 弘毅
豊島西税理士政治連盟	会長 白井 淳子
豊島東税理士政治連盟	会長 岩崎 美顯
王子税理士政治連盟	会長 千葉 哲範
足立税理士政治連盟	会長 立田 彰
西新井税理士政治連盟	会長 久保 一夫
本所税理士政治連盟	会長 小林 孝治
向島税理士政治連盟	会長 吉本 俊夫
葛飾税理士政治連盟	会長 越原 靖久
江ノ川北税理士政治連盟	会長 菅原 勝義
江ノ川南税理士政治連盟	会長 豊島賢二郎
江東西税理士政治連盟	会長 堀崎 勝
江東東税理士政治連盟	会長 伊東 宏
青梅税理士政治連盟	会長 渡辺 晃
八王子税理士政治連盟	会長 遠藤 雅己
日野税理士政治連盟	会長 山下 雅裕
町田税理士政治連盟	会長 内田 宏
立川税理士政治連盟	会長 村木 良造
東村山税理士政治連盟	会長 森 政史
武蔵野税理士政治連盟	会長 上田 俊明
武蔵府中税理士政治連盟	会長 松山 晃

東京税理士会・東京税理士政治連盟共催 合同セミナー ~ご案内~

日時 平成30年2月2日(金) 14:00~16:40
会場 東京税理士会館 2階 大会議室
参加費 無料

【第一部】基調講演 14:10~15:10
テーマ 「税制改正大綱」について
講師 衆議院議員 岸田 文雄 先生
(自由民主党政務調査会長)

【第二部】パネルディスカッション 15:20~16:40
テーマ 平成30年度税制改正大綱を読む
~中小企業が元気になるために~
パネリスト 松本 洋平氏(衆議院議員)
高木 陽介氏(衆議院議員)
荒井 恒一氏(日本商工会議所理事
・産業政策第一部長)
土屋 栄悦氏(東京税理士会 調査
研究部長)
コーディネーター 菅原 祥元氏(東京税理士政治連盟
政策委員長)

※ 事前申込みは不要です。
※ 研修カードを当日ご持参ください。
※ テキストは当日配付予定です。
※ 講師は公務の都合により変更となることがあります。
【問合せ先】東京税理士政治連盟事務局 ☎03-3356-4479



本連盟は東京税理士会との共催で11月13日、衆議院第一議員会館において、「税制改正要望フォーラム2017」を開催した。写真。本連盟としては前年度に続き、2回目の開催となる。今回のフォーラムは、「平成30年度税制改正」をテーマに、本連盟の税制改正要望の説明およびパネリストとの意見交換を行い、関係議員との意見交換をとおして、自民税調における議論の最新動向についての理解を深め、東京会および本連盟の「要望実現」に向けた活動の充実を図ることを目的にしたものである。当日は、東京会の吉野隆雄制度部副部長および本連

「税制改正要望フォーラム2017」開催 自民税調動向の理解深める

盟の原稔政策副委員長の司会で進行し、東京会の中牧秀夫制度部長からの開会挨拶に続いて、東京会の会長代理として脇坂雄一副会長から挨拶があった。次に出席議員を代表して、自由民主党・税制調査会副会長(都連会長)の鴨下一郎衆議院議員から、同フォーラムの開催経緯を織り交ぜた挨拶があった。続いて、第一部では本連盟の菅原祥元政策委員長が東京会の意見書を基に作成した本連盟の要望書「平成30年度税制改正に関する要



望」について、説明を行った。第二部では、「税制改正に関する動向について」をテーマとして、パネリストのディスカッションを行った。【パネリスト】衆議院議員 平 将明氏 衆議院議員 木原誠二氏 衆議院議員 小倉将信氏 衆議院議員 小田原潔氏 東京税理士会 調査研究部長 土屋栄悦氏 東京税理士政治連盟 政策委員長 菅原祥元氏 【コーディネーター】東京税理士政治連盟 国対委員長 坂田 寛氏 パネリストは、税制改正の近年の流れについて、①税制の用途の変更(教育無償化)に伴う集め方の変更の可能性について、②中小企業の事業承継税制についてなど、これから本格化する自民税調の

事業承継税制で意見交換

「中小企業関係団体との懇談会」開催

本連盟は、関係団体との幅広い連携を重点施策の一つとしているが、その活動の一環として、東京税理士会との共催で11月9日、中小企業関係団体との懇談会(通算で第25回)を開催した。

同懇談会では、平成30年度税制改正および中小企業税制に関する要望について、意見交換を行うとともに、事前アンケートを基に

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2018 1口 5,000円
税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいませようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限りさせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

議論を前に、将来的な税制の方向性を捉えた討議となった。その後、質疑応答では会場から「eLTAxの納税統一サービス構想(仮称)および「償却資産に係る固定資産税の申告期限についての方向性」について、質問があり、小倉議員(総務大臣政務官)が回答した。続いて、本連盟の渡邊文

者の高齢化に伴う「大企業承継時代到来」とした資料を作成し、事業を引き継ぐ際にかかる相続税および贈与税について、「(納税猶予ではなく)納税免除」という意見が強くあった。

【開催日・場所】平成29年11月9日、東京税理士会館
【テーマ】第一部 平成30年度税制改正要望について
第二部 税制改正に関する要望又は意見の作成とその実現に向けた活動について

【出席団体】日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会、以上6団体10名(部長、副部長、課長等)

あけましておめでとうございます
税理士どうしの助け合い 心と心の寄り添い
それが「にちぜいきょうさい」

昭和28年、西日本地方を襲った大水害を契機に業界で最初に生まれた税理士どうしの助け合い。それが弊会独自の「災害見舞金制度」として受け継がれています。日本税理士共済会の各種制度へのご加入を是非ともお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 石丸 修太郎 (北海道税理士会 顧問)



1月下旬に届くダイレクトメールを是非ご覧ください。

税理士団体保障
おしどり保障
個人年金
大型年金
普通年金

詳細のお問合せ
お申込みは

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目1番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail:jim@zeirishikyosai.com

http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会

検索

特別寄稿

規約改正の趣旨と概要

(「当然加入」を標榜して)

板橋税理士政治連盟会長 坂田 稔

この数年にわたり、税政連会費の納入率が減少の一途をたどり、東税政及び各単位の税政連に危機感が募っている。当税政連も例外ではなく、会費納入率は48単位の税政連の平均を若干下回る。東税政ではH28年10月より「連盟規約PT」が組織され、4回にわたり東税政規約と単位税政連規約(ひな形)の改定案検討を重ねた。

また、税政連の存在意義を問わずして、会費納入率を上げること、あるいは予算分担も公平であることが望ましい。このような当然加入を標榜するとき、これまでの組織形態を見直しと訴えた。当税政連役員や会員の中には、更に検討を重ねるべき、他の単位税政連の動向をみて歩調を合わせるべきなど堅実な意見も少なくなかったが、今この機を逸すれば、これまで多くの先輩が構築した礎そのものの存続が危うくなると思いを禁じ得ず、判断を急いだ。一方で、改正案は「入会を強制するものであってはならない」という至極当然な指摘もあり、第7項で支部会員の「意思尊重」規定を置いた。運用上、当面従来通りの会費納入の有無をもって加入の意思確認に代替する予定だが、「当然加入」という考え方が多くの単位税政連で浸透すれば、将来的には一会員あたりの会費そのものも減額できるはずであり、税政連存在の理解も進むと確信している。何よりも毎年真摯に検討を重ね、提案している「規約改正

(参考資料) 3年毎の単位税政連平均組織率推移 (H17~28)

Table with columns for years (平成17~19, 20~22, 23~25, 26~28, 参考29年度) and rows for various districts (麹町, 神田, 日本橋, etc.) showing organizational rates.

※3年毎の平均組織率=3年毎の平均単位税政連会員数÷3年毎の平均支部会員数 ※平成29年度は12月14日現在 ※単位税政連会員数は、実際に納められた税政連会費から割り戻して算出しています

(参考:規約改正新旧対照表の一部)

【改正の趣旨】

近年、税理士政治連盟(税政連)の会費納入者数の減少には歯止めがかからず、単位税政連を支えるべき東京税政連の活動は限りなく財政面から制限されている。もとより税理士会は税制・税務行政・税理士制度について税理士法に規定する建議権を行使して官公庁に建議するのに対し、税政連は税理士会の要望を実現するため行政・立法に働きかける使命をもつ。両者は車の両輪であり、税政連の活動成果は税理士会員全員に及んでいる。

したがって、税政連組織も当然に全税理士をもって構成されるべきであり、税政連活動のための費用分担も公平であることが望ましい。このような当然加入を標榜するとき、これまでの組織形態を見直し、現行規約に規定されている事項と活動・運営実態等の整合性を図ることが必須となる。このため、当税理士政治連盟の規約を見直し、一部改正することとしたい。

新規約(組織)

第4条 本連盟の組織は、次のとおりとする。 1. 本連盟は次に掲げる税理士会員を会員(以下「会員」という)として組織する。 (1) 東京税理士会板橋支部の区域内に事務所を有する開業税理士 (2) 東京税理士会板橋支部の区域内に事務所を有する税理士法人に執務する社員税理士 (3) 東京税理士会板橋支部の区域内に事務所を有する開業税理士及び税理士法人に所属する所属税理士 2. 前項の規定にかかわらず、本連盟の会員となることを望まない税理士会員については、その意思を尊重し、本連盟の会員とはならないものとする。この場合、本連盟は税理士会員に対し、その意思を確認するため一定の様式により届出をすることを求めることができる。

旧規約(組織)

第5条 本連盟の組織は、次のとおりとする。 1. 本連盟は、東京税理士会板橋支部の区域内に税理士法第18条の規定に基づいて登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所を登録した税理士のうち本連盟の目的及び事業に賛同するものを会員として組織する。

※左記の「新規約」は平成29年6月21日から施行されています。

正に「当然加入」が我々税理士全体の要求として、一人一人の税理士に共鳴していくことが期待される。今も思う。今にも増して、各単位税政連の現状認識の差は徐々に縮小していき、多くの方々のご意見、ご指導を受けながら、名実ともに「当然加入」の税政連を目指していきたい。

Advertisement for Nishiki Group celebrating 45 years. Includes logo, text '目税グループはおかげさまで45周年を迎えます 2018年も宜しくお願いたします', and contact information for various services.

謹賀新年

あけましておめでとうございます。

お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

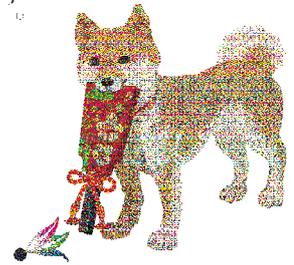
平素より本組合理業に多大なるご理解ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

本組合は、保険事業や報酬自動支払制度、研修会など様々な事業を取り扱っており、その利益を支所交付金や教育情報事業費等として皆さまに還元することで税理士業界をサポートしております。

皆さまにはこの趣旨をご理解頂き、本年も引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成三十年元旦

東京税理士協同組合 理事長 秋場良司
他役員一同



税理士業務に関する専門店「東税協直営売店」

組合員、準会員には3つの特典

1. 一部の商品を除き定価の**10%割引**
2. 1回のお買上げ金額5千円(10%割引後)以上は**送料無料**
3. 代金後払いサービス
組合員・準会員は特別優待券をご利用いただけます。
HP・FAXにてご注文ください。

売店ご利用の際は**組合員証・準会員証**をご提示ください
直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、ご協力くださいようお願いいたします。

お問い合わせ先 下記の「直営売店」へ

中小企業退職金共済制度 (中退共)

従業員のための退職金制度

- 掛金の一部を国が助成
- 掛金は全額非課税・手数料も不要
- 外部積立型なので管理が簡単
- パートさんの加入もOK

制度の詳細い内容についてのお問い合わせ先 **中退共 関東支**
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL:03-6907-1234 FAX:03-5955-8211

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先 下記の「組合事務局」へ

東税協 関東支 **安心確実な土地活用 名鉄協商**

駐車場用宅地募集中!

こんなお悩み解決します
土地オーナー様をご紹介ください

「遊休地の活用」「空き家の管理」
「月ぎめ駐車場経営のお悩み」
「狭い土地・変形した土地の活用」
「アパート経営のお悩み」など

(オーナー様のメリット)
1. 空室収入 2. 賃料負担なし 3. 運営・管理はすべてお任せ 4. 遊休地売却可能
5. 建物解体、アスファルト舗装、外構工事費用ならびに固定資産税などの税金が原則的に
6. 空室はオーナー様の責任となります。

成約した組合、月額賃料の1ヵ月分の賃料のうち90%のご紹介料をお支払い
お問い合わせ先 名鉄協商株式会社 関東支社 TEL:03-3275-8020

東税協 関東支 **オーダースーツをお買い得価格で**

株式会社オンワードパーソナルスタイル

紳士服はもちろん、レディーススーツも

ウィジットカメラ(訪問採寸)で「あなただけの一着」を
お仁立て上りの価格

スーツ	Comfort Line	¥39,000+税
	Platinum Line	¥120,000+税
フォーマルスーツ		¥42,000+税
ジャケットもブレザー		¥35,000+税
スラックス		¥10,500+税

無料でお持ち帰り
お問い合わせ先 株式会社オンワードパーソナルスタイル TEL:080-3006-2548(担当:萩原)

東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

